

平成26年度福島県公債管理特別会計予算

平成26年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,293,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		243,962
	1 財 産 運 用 収 入	243,962
2 繰 入 金		23,049,083
	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,805,121
	2 基 金 繰 入 金	4,243,962
3 県 債		20,000,000
	1 県 債	20,000,000
歳 入	合 計	43,293,045

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		43,293,045
	1 公 債 費	43,293,045
歳 出 合 計		43,293,045

平成26年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成26年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,304,152千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		1,654,151
	1 財 産 運 用 収 入	4,151
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,304,152

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 基金管理費			4,152
	1 基金管理費		4,152
2 土地取得事業費			1,650,000
	1 公共用地取得事業費		1,650,000
3 繰出金			1,650,000
	1 基金繰出金		1,650,000
歳 出 合 計			3,304,152

平成26年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成26年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ308,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,755
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,755
2 繰 越 金		158,045
	1 繰 越 金	158,045
3 諸 収 入		147,274
	1 預 金 利 子	70
	2 貸 付 金 元 利 収 入	146,613
	3 雑 入	591
歳 入 合 計		308,074

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		308,074
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	308,074
歳 出 合 計		308,074

平成26年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成26年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,399,388千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰入金			293,360
	1 一般会計繰入金		293,360
2 繰越金			346,765
	1 繰越金		346,765
3 諸収入			497,663
	1 預金利子		2,267
	2 貸付金元利収入		495,340
	3 雑収入		56
4 県債			1,261,600
	1 県債		1,261,600
歳入合計			2,399,388

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		1,876,532
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	1,876,532
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		522,856
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	522,856
歳 出 合 計		2,399,388

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 高 度 化 資 金	1,261,600	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 資 金 独立行政法人中小企業基盤整備 機構	独立行政法人中小企業基盤整備 機構の業務（産業基盤整備業務 を除く。）に係る業務運営、財 務及び会計に関する省令（平成 16年経済産業省令第74号）第1 条の2第3号の規定により独立 行政法人中小企業基盤整備機構 が業務方法書（貸付準則）に定 める利率	独立行政法人中小企業基盤整備機構の 業務（産業基盤整備業務を除く。）に 係る業務運営、財務及び会計に関する 省令（平成16年経済産業省令第74号） 第1条の2第3号の規定により独立行 政法人中小企業基盤整備機構が業務方 法書（貸付準則）に定める償還の方法
計	1,261,600			

平成26年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

平成26年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,728千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			42,606
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	28,400
	3 諸収入	入	14,205
2 業務勘定収入			1,009
	1 繰入金	金	817
	2 繰越金	金	139
	3 諸収入	入	53
3 就農支援資金貸付勘定収入			42,911
	2 繰越金	金	16,911
	3 諸収入	入	26,000
4 就農支援資金業務勘定収入			202
	1 繰入金	金	201

款	項	金 額
	2 繰 越 金	1
歳 入	合 計	86,728

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		86,728
	1 貸 付 勘 定	42,606
	2 業 務 勘 定	1,009
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	42,911
	4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定	202
歳 出	合 計	86,728

平成26年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成26年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		243,000
	1 繰越金	225,864
	2 諸収入	17,136
2 業務勘定収入		4,210
	2 繰越金	4,208
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		247,210

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		247,210
	1 貸付勘定	243,000
	2 業務勘定	4,210
歳 出 合 計		247,210

平成26年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成26年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	21,400
	3 諸収入	入	57,599
2 業務勘定収入			1,223
	1 繰入金	金	1,220
	2 繰越金	金	1
	3 諸収入	入	2
歳 入 合 計			80,223

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		80,223
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	1,223
歳 出 合 計		80,223

平成26年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成26年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,002,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,002
	1 負担金	3,002
2 使用料及び手数料		1,108,017
	1 使用料	1,108,017
3 財産収入		160,002
	1 財産売払収入	160,002
4 繰入金		5,834,066
	1 一般会計繰入金	5,834,066
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		238
	1 雑入	238
7 県債		3,897,000

款	項	金額
	1 県 債	3,897,000
歳 入	合 計	11,002,326

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		5,113,726
	1 ふ頭埋立造成費	4,633,533
	2 荷役機械整備費	361,712
	3 上屋管理運営費	87,615
	4 港湾施設管理運営費	30,866
2 相馬港港湾整備事業費		5,879,664
	1 ふ頭埋立造成費	1,649,420
	2 上屋管理運営費	50,661
	3 港湾施設管理運営費	13,166
	4 荷役機械整備費	6,317
	5 工業用地埋立造成費	4,160,100
3 中之作港港湾整備事業費		2,218
	1 ふ頭埋立造成費	2,218
4 翁島港港湾整備事業費		6,718

款	項	金 額
	3 港 灣 施 設 管 理 運 營 費	6,718
歲	出 合 計	11,002,326

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用地埋立造成費（相馬港）	平 成 27 年 度	1,840,000

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	1,597,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	300,000			
工 業 用 地 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	2,000,000			
計	3,897,000		↓	

平成26年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成26年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,062,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,315,525
	1 負担金	3,315,525
2 使用料及び手数料		62
	1 使用料	62
3 国庫支出金		896,000
	1 国庫補助金	896,000
4 財産収入		718
	1 財産運用収入	718
5 繰入金		11,489,376
	1 一般会計繰入金	11,489,376
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		24

款	項	金額
	1 雜 入	24
8 県	債	360,800
	1 県 債	360,800
歳 入 合 計		16,062,506

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			16,062,506
	1 管 理 費		9,751,702
	2 建 設 費		1,585,600
	3 公 債 費		1,513,892
	4 繰 出 金		3,211,312
歳 出	合 計		16,062,506

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道維持管理（汚泥放射能対策）工事（県中処理区）	平成 27 年 度	240,000
流域下水道整備工事（県北処理区）	同 上	597,000
同 上（二本松処理区）	同 上	171,000

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	14,500	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 整 備 費	346,300			
計	360,800			

平成26年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成26年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,337,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入		3,295,700
	1 証 紙 収 入	3,295,700
2 繰 越 金		42,227
	1 繰 越 金	42,227
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		3,337,928

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,304,989
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,304,989
2 諸 支 出 金		2,939
	1 証 紙 買 戻 金	2,939
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,337,928

平成26年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成26年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ674,874千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		105,490
	1 国庫補助金	105,490
2 財産収入		914
	1 財産運用収入	914
3 繰入金		337,511
	1 一般会計繰入金	337,511
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		230,957
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	230,912
	3 雑収入	44
歳入合計		674,874

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 奨学資金貸付事業費		674,874
	1 奨学資金貸付事業費	674,874
歳 出 合 計		674,874

平成26年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 69件 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 324,112,700立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 887,980立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,764,919千円
第1項 営 業 収 益	2,281,478千円
第2項 営 業 外 収 益	436,675千円
第3項 特 別 利 益	46,766千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,701,114千円
第1項 営 業 費 用	2,506,902千円

第2項 営業外費用 174,122千円

第3項 特別損失 20,090千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額781,542千円は過年度分損益勘定留保資金505,925千円、当年度分損益勘定留保資金275,617千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,756,078千円

第1項 企業債 1,635,300千円

第2項 出資金 118,776千円

第3項 工事負担金 2,000千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 雑収入 1千円

支 出

第1款 資本的支出 2,537,620千円

第1項 建設改良費 1,792,922千円

第2項 企業債等償還金 729,582千円

第3項 投資 1千円

第4項 国庫補助金等精算金 15,115千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	藤原川水管橋耐震補強工事費	574,000千円	平成26年度	80,000千円
				平成27年度	494,000千円
	自家発電機設備更新工事費	564,840千円	平成26年度	50,000千円	
				平成27年度	514,840千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,635,300千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金 政府資金その他		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、433,610千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 300,338千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,157千円と定める。

平成26年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 63,388平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	1,986,256千円
第1項 営業収益	935,814千円
第2項 営業外収益	14,283千円
第3項 特別利益	1,036,159千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	6,221,500千円
第1項 営業費用	897,117千円
第2項 営業外費用	199,422千円
第3項 特別損失	5,124,961千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,233千円は、過年度分損益勘定留保資金196,233千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,615,587千円
第1項 企業債	1,575,000千円
第2項 長期貸付金償還金	3,767千円
第3項 借入金	36,820千円

支 出

第1款 資本的支出	1,811,820千円
第1項 いわき四倉中核工業団地 第2期整備事業費	36,620千円
第2項 企業債等償還金	1,575,000千円
第3項 建設改良費	200千円
第4項 予備費	200,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
元利金債	1,575,000千円	1 借入方法 普通貸借	年10%	起債日から10年以内の期間において

2 借入資金 銀行等引受資金 以 内 資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮することができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、882,109千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 87,040千円

(2) 交際費 30千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	土地	田村西部工業団地	35,002平方メートル	売却
		白河複合型拠点	28,386平方メートル	売却

平成26年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		486床
一 般 病 床		276床
精 神 病 床		206床
感 染 症 病 床		4床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	77,376人
	1 日 平 均 患 者 数	212人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	94,791人
	1 日 平 均 患 者 数	389人
(3) 建 設 改 良 事 業		308,933千円
既 設 病 院 整 備		127,154千円
資 産 購 入		181,778千円
雑 支 出		1千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,079,767千円
第1項 医業収益	3,042,552千円
第2項 医業外収益	4,035,073千円
第3項 特別利益	2,142千円

支 出

第1款 病院事業費用	8,574,966千円
第1項 医業費用	6,286,540千円
第2項 医業外費用	317,875千円
第3項 特別損失	1,970,551千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額128,312千円は、当年度分損益勘定留保資金128,312千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	977,300千円
第1項 企業債	206,400千円
第2項 負担金	673,379千円

第3項 補助金	92,405千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	5,103千円
第5項 雑収入	13千円

支出

第1款 資本的支出	1,105,612千円
第1項 建設改良費	308,933千円
第2項 企業債償還金	668,355千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	128,312千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	12千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
県立矢吹病院公用車の賃借	平成27年度から 平成30年度まで	2,396千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
既設病院整備費	34,700千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格	年10%以内 (ただし、 利率見直し	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償

は、知事が定める。

2 借入資金 政府資金その他

方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

資産購入費 171,700千円 同 上 同 上 同 上
(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,955,424千円

(2) 交際費 605千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、

県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,191,830千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、572,680千円と定める。